

『海国図志・四洲志』に見られる新概念の翻訳

——原書との対照を通して

谷口知子

はじめに

林則徐（1785-1850 福建省）は 1839 年 3 月、江蘇省欽差大臣として広州に着任し、アヘンの根絶に当たった。その一方で西洋情勢に関心を持つ林則徐は、1841 年“*An Encyclopedia of Geography*”の翻訳書「四洲志」を出版した。

アヘン戦争終結後、林則徐は「四洲志」などの翻訳書とその他の全資料を魏源に手渡すとともに、その編纂を依頼した¹。林則徐の資料と独自に収集した文献に修正・増補を施した魏源は、1842 年『海国図志』50 巻を出版した。その序文の冒頭に次のような記述が見られる。

海國圖志五十卷何所據，一據前兩廣總督林尚書所譯西夷之四洲志，再據歷代史志及明以來島志，……（読点は筆者。）

（海國図志五十巻は何に依拠するか。一つに前広東広西総監林尚書が翻訳した外国の

四洲志に依拠する。さらに歴代史および明代以来の島史に依拠する。……）

『海国図志』50 巻は、このように林則徐の翻訳書「四洲志」に依拠するのである。「四洲志」は、中国人が訳した最初の翻訳書であると言っても過言ではなく、中国人の翻訳の実態・翻訳語を知る上で重要な書物である²。

現在「四洲志」は、抄記の形で『海国図志』50 巻・60 巻・100 巻の各項目に、また「四洲志」の書名で『小方壺齋輿地叢鈔補編第十二帙』（1894、清河・王錫祺輯）にそれぞれ収蔵されている。しかし、「四洲志」は現在刊本が存在していないため、“*An Encyclopedia of Geography*”（以後、原書と称す）のどの部分がどのように翻訳されたか明らかになっていない。本稿では、米国と英国の政治制度に論点を絞り、原書と『海国図志』に収蔵された「四洲志」（以後、『海国図志・四洲志』と称す）とを対照比較し、訳語・翻訳の完成度を考察する。

¹ 海国図志評注 p21

² 熊月之 1994 (p223-224) に、《四洲志》是近代國人第一次翻譯的世界地理著作、成為近代中國人從外國移譯的一部重要的史地籍……と資料の重要性が述べられている

I. 原書 “An Encyclopaedia of Geography” について

1-1 原書の出版

原書 “*An Encyclopaedia of Geography: Comprising A Complete Description Of The Earth*” (中国語訳:『世界地理大全』) は、1834年、ロンドンで出版された (Printed by A. Spottiswoode, New Street Square; and Vizetelly, Branston & Co. Fleet Street.)。1840年、完全に改訂された第二版がロンドンで出版された³。

編者は Huge Murray (中国語名:慕端) である。その他に4名の協力者がいくつかの分野を担当している。協力者と担当分野は次の通りである。

Astronomical and Mathematical Geography (天文学・数理学) : William Wallace, A.M. F.R.S.E
(Professor of Mathematics in the University of Edinburgh)

Geology and the Distribution of Minerals (地質学・鉱物分布) : Robert Jameson, F.R.S.E (Regius
Professor of Natural History, Lecturer on Mineralogy, Etc. in the University of Edinburgh)

Botany and the Distribution of Plants (植物学) : W.J. Hooker, LL.D, F.R.A. & L.S. (Regius
Professor of Botany in the University of Glasgow)

Zoology and the Distribution of Animals (動物学) : William Swainson, ESQ. F.R.S. & F.L.S. &c.
&c.

その後原書 “*An Encyclopaedia of Geography*” は各国で出版され、1837年、大幅な改訂が施されたアメリカ版が米国で出版された。アメリカ版の書名は “*The Encyclopaedia of Geography*” である原書の “An” がアメリカ版では “The” に改められている。以後、アメリカ版は毎年のように再版を繰り返した。このことは、原書が世界各国、特に米国で広く読まれた書物であることを示すものである。

1-2 原書の内容

原書は縦 23cm・横 14 cm・厚み 10 cm で、総頁数が 1558 頁に上る。

内容は、序文 (3 頁)・目次 (1 頁)・序論 (6 頁)・本文 (1531 頁) (地図・リスト・イラストを含む)・一覧表 (8 頁) (緯度経度表・主要山脈の高度表・主要河川距離の比較)・索引 (9 頁) で構成されている。

本文は、Part.1・Part.2・Part.3 の全三章から成る。序文によると本文の内容は次の通りである。

Part.1 History of Geography (第一章 歴史地理学) は、科学の由来と進歩などを扱う。この章

³ 第二版には “Thoroughly revised and brought down to the present time.” と記載されている。

は、3Books（三節）に分かれ、Book 1. Ancient Geography（古代地理学）・Book2. Geography of Middle Ages.（中世地理学）・Book 3. Modern Geography（現代地理学）である。

Part.2 Principles of Geography（第二章 科学地理学）は、科学の法則を扱い、3Books（三節）から構成されている。Book1.Astronomical Principles は、地球の形態に関係する数理的なものである。Book2. Geological Principles は、地球の取り巻きを構成する水・空気など物理学的なものである。Book3.General Principles of Geography Under its Relation to Organised and Living Beings は、動物学・植物学・人類学など物体と科学との関係の事がらを考える地理学的なものである。

Part.3 Geography Considered in Relation to the Various Regions of the Globe（第三章 全世界地理学）は、Book 1. Europe18ヶ国（ヨーロッパ大陸）・Book 2. Asia14ヶ国（アジア大陸）・Book 3. Africa10ヶ国（アフリカ大陸）・Book 4. America12ヶ国（アメリカ大陸）・Book 5. Australasia etc.3ヶ国（オーストラリア大陸）の順に、五大陸に分かれる。国の数は全57ヶ国に達する。各国には①General Outline and Aspect（国や地域の概説）・②Natural Geography（自然地理学）・③Historical Geography（歴史地理学）・④Political Geography（政治地理学）・⑤Productive Industry（生産産業）・⑥Civil and Social State（市民社会事情）⑦Local Geography（地域地理学）の7項目がそれぞれ詳細に記述されている。

II. 『海国図志・四洲志』の成立・出版の背景

林則徐は翻訳グループを組織し、1839年夏から1840年11月まで西洋関係の資料を収集した。⁴「四洲志」の底本である原書は、林則徐がモリソン教育会の教師サミュエルブラウン=Samuel R. Brown⁵から購入した⁶。

林則徐は1839年6月、ブリッジマンに資料、特にthe Society for the Diffusion of Useful Knowledge in China⁷（在華實用知識傳播會）から出版された資料を照会し、収集している⁸。例

⁴ 翻訳グループは亜孟・袁徳揮・林阿適・梁進徳のなど数名から成る。馬西尼1997p.23/25によると、梁進徳は、梁阿發の息子で、10歳の時ブリッジマンの監護を受け、ブリッジマンから英語を習う。1839年まで広州にいた梁進徳はその後マカオに移り、米国人 Charles W. King のもとで働く。

Bridgman “Chinese Repository” (June,1839),77. Michael C. Lazich, 2000, (p187)。

⁵ Samuel R. Brown、アメリカ長老派。1839年マカオに到着、モリソン記念学校長となる。1859年神奈川に到着する。1869年再来日し、1874年新約聖書翻訳委員長になる。この頃へボン・ブラウン共訳「馬可伝福音書」「約翰伝福音書」を出版する。

⁶ 蘇精2005《中国・開門！馬禮遜及相關人物研究》。

⁷ 在華實用知識傳播會は、西洋の芸術と科学の伝達によって中国人の知性を啓発することを目的に、ブリッジマンやギュツラフが中心になり1834年11月29日に設立された。ブリッジマンとギュツラ

えば、モリソン=Robert Morrison著(1815-23年刊)『Chinese English Dictionary』の全巻・ギュツラフ=Charles Gulzlaff著(1833-38年刊)『東西洋考毎月統記伝』(*East-West Examiner and Monthly Recorder*)・ブリッジマン=E.C.Bridgman著(1838年刊)『美理哥合省国志略』(*Brief Account of the United States of America*)⁹・ミルン=William Milne著(1815-21年刊)『察世俗毎月統記伝』・ブリッジマン著(1830-51年刊)『Chinese Repository』及び地図などの資料である。その他の資料として、マカオや広東で出版された新聞・定期行物などが収集された¹⁰。これらの書物・雑誌は、林則徐の西洋に対する新知識の獲得と翻訳者の翻訳作業とに役立った。

「四洲志」の翻訳者は梁進徳で、原書の半分を翻訳したと言われている¹¹。ところが、梁進徳が原書のどの部分を訳したか、林則徐が翻訳文を添削したかについては未だ明確になっていない。だが、梁進徳の翻訳に対して林則徐が満足の意を示し、さらに梁進徳の林則徐への協力に当初反対したブリッジマンが翻訳の仕上がりを賞賛していることから判断して、梁進徳が翻訳にかなり関わっていたことは確かである。

梁進徳は翻訳にどのくらいの期間を要したのだろうか。林則徐は、1839年6月17日、梁進徳の雇用をブリッジマンに打診した¹²。梁進徳は、1840年1月林則徐のもとで翻訳作業を開始し¹³、林則徐が免職となった1840年9月以後モリソン協会に戻っている¹⁴。つまり、原書の翻訳期間は1840年1月から1840年9月の僅か約8ヶ月ということになる。

フは著作物の責任者となり、多くの書物を出版した。

⁸ Chinese Repository VIII(p70)。Michael C. Lazich, 2000, "E.C. Bridgman (1801-1861), America's First Missionary to China" (p186)。林則徐評伝 p247。1839年6月アヘン約2万箱を没収して焼却した際、西洋の宣教師・船主・報道関係者などを虎門に招き、その様子を彼らに目撃させていた。ブリッジマンはオリファント商会の代理人C. W. Kingの要請で、その招きに参加した。王立新1997『美国宣教師与晚清中国現代化』。

⁹ Michael C. Lazich, 2000, (p.187-88)

¹⁰ Michael C. Lazich, 2000, (p.187 注69)に、「なお、この編集物の元々の文書は、南京図書館に保存されていた。そして、*Collected Materials on the Opium War* (『阿片戦争資料総刊]) 上海、1955で出版された。」とある。

¹¹ 1840年11月倫敦会宣教師美魏茶が梁進徳から聴いた情報である。LMS/CH/SC.4.1.C., W.C. Milne to W. Ellis, Macao, 5 December 1840。蘇精2005《中国・開門! 馬禮遜及相關人物研究》。馬西尼1997《現代漢語詞彙的形成》(p.25)。

¹² Chinese Repository (p70)。Michael C. Lazich, 2000 (p186)。

¹³ Mission to Board, Macao, Jan. 1. 1840, *ibid.* Michael C. Lazich, 2000, (p187)に、1844夏、清朝皇帝全權代表耆英の元で通訳の職につくとある。

¹⁴ Bridgman to Anderson, Macao, July 8, 1844, ABCFM, reel 231。Michael C. Lazich, 2000, (p281)

1841年、「四洲志」という書名が付けられた翻訳書が林則徐の名で出版された¹⁵。同翻訳書は、世界各国の歴史・政体・地理・服飾風俗社会事情・産業・物産・貿易・地方事情について著された地理書で、アヘン戦争のあいだ学者や役人に密かに読まれていたという¹⁶。

「四洲志」については、先学者の研究成果により多くのことが明らかになっているが、刊本が現存しないため、成立・出版・翻訳者についてはまだ不明な点が多い。

Ⅲ. 原書と『海国図志・四洲志』との対照

ここでは、英国と米国の政治制度に論点を絞り、原書の何が翻訳されなかったか・何が翻訳されたかについて原書と『海国図志・四洲志』とを対照し、翻訳・訳語の実態を考察する。

今回底本とするのは、1834年ロンドンで出版された“*An Encyclopaedia of Geography*”で、対照するそれは『海国図志』50巻の各項目に収蔵された「四洲志」（『海国図志・四洲志』）である。

「四洲志」は『小方壺齋輿地叢鈔補編第十二帙』に「四洲志」の書名で収蔵されているが、この「四洲志」は『海国図志』60巻と同じものであるため使用しない。

3-1 翻訳の全体情況

『海国図志・四洲志』は原書のPart.3（第三章）だけが翻訳の対象部分である。しかも、Part.3（第三章）のBook1.からBook 4.、すなわちヨーロッパ・アジア・アフリカ・アメリカの四大陸が抄訳され¹⁷、Book5. Australasia は記述されていない。ここから「四洲志」という書名がつけられた。

記述されている国の数は、原書では五大陸57ヶ国であり、『海国図志・四洲志』では35ヶ国である。翻訳対象外の国は合計22ヶ国で、Book1. Europe.ではHungary・Greeceの2ヶ国、Book 2. Asia.ではPersian Empire・China・Thibet・Tartary・Russia on the Caspian・Japan・East Indian

¹⁵ 陳華 1993<有關《四洲志》得若干問題>。林則徐又は幕僚が、翻訳の原稿を添削した際に「四洲志」という書名をつけたといわれている。Britton 1933“*The Chinese Periodical Press* 《中国報紙》に、“In 1841 Lin Published a compolation of translations from Murray’s “*Cyclopedia of Geography*,” and apparently intended to publish more of his translated materials.”とある。王立新 1997『美国宣教師与晚清中国現代化』。

¹⁶ Suzanne Barnett examines this undertaking by Commissioner Lin in “Protestant Expansion and Chinese Views of the West,”*Modern Asias Studies* (1972),6(2): 129-149. Michael C.Lazich, 2000 “E.C. Bridgman (1801-1861), America’s First Missionary to China” (p.187-88)

¹⁷ 蘇精 2005《中国・開門！馬禮遜及相關人物研究》。『四洲志』の訳文の字数は、87,000字以上である。

Archipelago の7ヶ国、Book 3. Africa では Nubia・Sahara, or Great Desert・African Islands の3ヶ国、Book 4. America. では Mexico・Guatemala・Colombia・Peru・La Plata・Brazil・West Indies の7ヶ国である。

『海国図志・四洲志』は、ヨーロッパや北米大陸などの近代国家、中でも米国に関する記述が最も多い。米国は、同書全体の約26%を占め、英国は約9.4%である。一方、原書では、米国は原書全体の僅か2%ほどで、英国は約8.3%である。

また、『海国図志・四洲志』における政体の記述量は米国が英国の約1.6倍である（米国の字数：約3024字、英国の字数：約1834字）。

これらの数字から、林則徐は米国に、特に米国の政治制度に関心があったと言える。

3-2 英国の政治制度

3-2-1 翻訳されていない英国の政治制度

『海国図志・四洲志』における英国の政治制度に関する記述は、原書の項目に沿って翻訳されている。その中で、重要な制度であるにも係わらず次の項目は翻訳されていない。

原書の Political Geography（政治地理学）の第一項目に英国の政治制度が以下のとおり簡約にまとめられている。

Sect. 4. 1551 : *The constitution of Great Britain centres in the laws by which the country is governed, and in the union or powers by which the laws are made and the government is administered. The legislative power is vested in the Parliament, consisting of the KING, an hereditary sovereign; the LORDS, an hereditary aristocracy; and the HOUSE OF COMMONS, consisting of members chosen by the people from among themselves, and therefore said to represent the commons of the realm. The executive power is entrusted to the king.*

英国の政治構造は、国家を統治する法律（筆者注：基本法）を中心とし、そして法律を制定し行政を施行する組織と権限を中心とする。立法権は議会に帰属し世襲君主である国王と世襲貴族の上院及び民衆から選出される下院から成る。行政権は国王に委ねられる。（日訳は筆者）第二項以降では、立法・行政・司法がさらに詳細に説明されている。

立法権について、

Sect. 4. 1576 : *Parliament have the sole right of making, altering, and amending all the laws of the kingdom, and by their authority alone can taxes be imposed or levied*

ここでは、議会は英国の立法機関であることが記されている。

Sect. 4. 1576 : *An annual vote of the House of Commons is requisite to maintain the land and sea forces at the degree of strength which is every year fixed and determined upon.*

Sect. 4. 1575 : *the House of Commons hold the sole and exclusive right of granting aids and supplies to the crown.*

この二項目には、議会における下院の権限は上院より優越していることが明記されている。

Sect. 4. 1575 : *The general business of Parliament during a session consists in passing various public and private acts, ……*

Sect. 4. 1576 : *Parliament have the sole right of making, altering, and amending all the laws of the kingdom, and by their authority alone can taxes be imposed or levied. An annual vote of the House of Commons is requisite to maintain the land and sea forces at the degree of strength which is every year fixed and determined upon. ……*

この二項目から、会期中の議会における通常任務は各種の公的私的的法律を可決することにあること（Sect.4. 1575）、議会は英国の全ての法律を作る・改める・改正する独占権を有し、税金を課し徴収する権限を有することなど議会の主要任務がわかる。

行政権について、

Sect. 4. 1577 : *The Privy Council hold a primary influence in directing the civil government of the kingdom. ……appointed by the king,*

行政は、国王が任命する枢密院の大臣で構成された内閣が行うと記されている。

司法権について、

Sect. 4. 1563: *As a supreme court of judicature, the House of Lords exercises jurisdiction in civil cause upon appeals or writs or error from the inferior courts;*

ここでは、司法権は上院に帰属することが記されている。

ところが、『海国図志・四洲志』には英国の政治制度の基本構造・立法権・行政権の帰属・二院制など重要な特徴が全く翻訳されていない。

3-2-2 翻訳された英国の政治制度

『海国図志・四洲志』（巻三十三）の「職官」・「政事」に英国の政治制度が抄訳されている。上院・下院・議会・内閣などの職務や官名は「職官」に、国王と議会との関係は「政事」にそれぞれ紹介されている。

1) The house of Lords 律好司衙門（上院）

「職官」に律好司衙門（上院）が次のように記述されている。

職官 2aL6 : 律好司衙門、管理各衙門事務、審理大訟・額設羅壓爾錄司四人、厄治彌索司二人、愛倫厄治彌索司一人、錄司二十一人、馬詭色司十九人、耳彌司百有九人、……統計四百二十六二人・…………

ここには、上院は各役所の管理と重大な訴訟の審理をするところであること、上院の構成員は王族の公爵を四人、大司教を三人など全部で四百二十六人であることが抄訳されている。この用例の前半は先に挙げた原書の用例 Sect.4. 1551 を抄訳したものである。前半には「上院は各役所を管理する」と抄訳されているが、一方、原書の用例 Sect.4. 1551 には「上院の任務は下院

とともに議会において法案を議決する」と記述されている。要するに、上院は各役所の管理をする機関ではないのであり、職官 2aL6 の抄訳は誤訳と言える。

用例の後半部分は原書 Sect.4.1558 のリストを訳したもので、上院の構成員が列記されている。原書は以下の通りである。

Sect. 4. 1558 : *The house of Lords is composed of the lords spiritual and temporal of England;…*
 …Royal dukes 4、 Archbishops 3、 Dukes with English title 21、 Marquesses 19、 Earls
 109、 ……Total 426。(上院は聖職者と非聖職者から構成され、王族の公爵 4、大司教 3…
 …合計 426。)

すなわち「職官」における上院の記述内容は、上院に関する僅かな説明とその構成員の羅列である。

2) Parliament 巴里滿衙門 (議会)

「職官」に巴里滿衙門 (Parliament) について、

職官 2bL6 : 巴里滿衙門、額設甘彌底阿付撒布來士一人、專轄水陸兵丁、甘彌底阿付委士
 菴棉士一人、專司賦稅・凡遇國中有事、甘文好司至此會議・……

議会には陸海軍兵士を管理する甘彌底阿付撒布來士 (*Committee of Supply*) を一人置き、税を担当する彌底阿付委士菴棉士 (*Committee of Ways and Means*) 一人を置くと抄訳されている。

ところが、原書では、

Sect. 4. 1575 : At the commencement of every session committees of the whole house are appointed; one called the *Committee of Supply* , to consider the amount required by the crown for the service of the army, navy, ordnance, and other departments; and the other the *Committee of Ways and Means*, to devise modes of raising, by taxes or loans,……

議会には委員会が二つあり、一つは軍その他の歳出関係の決議案を作成し、一つは歳入の決議案を作成する委員会であると記述されている。ここでも上院と同様に誤訳が見られる。すなわち、英国議会の委員会は歳出歳入を作成する委員会であり、「職官」に記されている軍隊の管理や税を担当する委員のことではないのである。

3) House of Commons 甘文好司 (下院)・The Court of Chancellor 占色利衙門 (裁判所)・A cabinet council 加審列岡色爾衙門 (内閣)

「職官」の House of Commons 甘文好司 (下院) には、下院は各州の案件を管理し、議会に行くという簡単な内容が記されている。抄訳は、その大部分が Great Britain (イギリス・ウエールズ・スコットランド・アイルランド) の州・市区・教育部門における下院議員の人数の列記である。The Court of Chancellor 占色利衙門 (裁判所) には Lord High Chancellor 律海占色臘 (裁判官)・Vice Chancellor 委士占色臘 (判事) など裁判官・判事的人数が列記されているだけである。

Officers of State forming the Cabinet 加審列岡色爾衙門(内閣)も12名の大臣の名称の羅列である。

要するに、下院・裁判所・内閣に関する抄訳には、職務に関する説明がほとんどなく、構成人数と職名が列記されているだけである。

4) 国王の職務・権限の制限

「政事」に英国国王の職務・権限の制限が次のように抄訳されている。「政事」の全文は次の通りである。なお、網掛け部分は原書に見当たらない。

政事 6aL2：凡國王將嗣位，則官民先集巴厘衙門會議・必新王背加特力教，而尊波羅將士頓教，始即位・國中有大事，王及官民俱至巴厘滿衙門公議乃行（民即甘文好司供職之人）・大事則三年始一會議・設有用兵和戰之事，雖國王裁奪，亦必由巴厘滿議允・國王行事有失將承行之人交巴厘滿議罰・凡新改條例，新設職官，増減稅餉及行楮弊，皆王頒巴厘滿轉行甘文好司而分布之・惟除授大臣及刑官，則權在國王・各官承行之事，得失勤怠，每歲終會覈於巴厘滿，而行其黜陟・

およそ国王の即位式に上下両院議員は先ず国会に召集し会議する。新しい王は必ずカソリック教を暗唱し、プロテスタント教をあがめてから即位する。国に重要な案件がある場合、王と上下両院議員は共に国会に赴き合議しなくてはならない（民とは即ち庶民院に奉職する人のこと）。重大な問題は三年に一度会議する。兵力の配備や戦争の件は国王が裁決するが、国会による議論と承諾が必ず必要である。国王の処理に間違いがある場合、責任者の罪は国会で協議される。また、法律の新設改定・官職の新設・増税・造幣は国王が国会に公布し、下院が施行する。唯一大臣と刑官の任命権は国王にある。各官職の任務行為の評価は毎年年末に国会で審査し、罷免昇進が決まる。（日訳は筆者）

この記述は、原書のSect.4.1552・Sect.4.1553・Sect.4.1557・Sect.4.1577 の4項目から国王の職務・権限の制限に関する記述を取り出し、簡潔に抄訳したものである。原書は次の通りである。なお原書の下線部は「政事」に抄訳されている部分である。（日訳は筆者）

Sect. 4. 1552 : ……His assent is requisite to give the force of law to any measure proposed by either of the two houses, and agreed upon by them;……

国王の承諾は、下院上院のいずれかによって提出・同意された法案に、法律の施行を与えるための必要条件である。

この項目（Sect.4.1552.）は、原書の Political Geography（政治地理学）の第二項目に当たり、立法府における国王と議会との関係について説明されている部分である。

Sect. 4. 1553 : ……the most important is, that the sovereign shall maintain the protestant reformed religion and, either at his coronation or on the first day of the first parliament, shall repeat and subscribe the declaration against popery. ……

最も重要な継承は、統治者はプロテスタントに改宗したことを支持し、国王の戴冠式の

時或いは第一回目の国会の初日のいずれかに、ローマカトリックに反対する宣言を復唱し、署名するものである。

この項は国王の継承と職務について記述されている項である。

Sect. 4. 1557 : ……He has the prerogative of commanding armies and equipping fleets; but without the concurrence of his parliament he cannot maintain them. He can confer appointments to offices; but without his parliament he cannot pay the salaries. He can declare war, bur without the aid of parliament he cannot carry it on.

王は陸軍に対する命令と艦隊を装備する特権を有すが、国会の同意がない限りそれらを主張することはできない。王は省庁の官職を任命することができるが、国会の同意なくして給料の支給はできない。王は宣戦布告できるが、国会の協力がなければ可決することができない。

He has the exclusive right of assembling parliaments; but by law he must assemble a parliament every three years. ……

国王は国会を召集する特権を持つ。法律によって三年ごとに国会を召集しなければならない。

……He cannot create any new office inconsistent with the consistent with the constitution or prejudicial to the subject.

王は、法令に反する又は国民に不利になるいかなる役職も新設することができない。

He has the privilege of coining money; but he cannot alter the standard.

王は貨幣製造の特権を有すが、貨幣制度の本位を改訂することはできない。

Even with the military power he is not absolute, since it is declared in the Bill of Rights that standing army without the consent of parliament is illegal.

国会の同意がない限り軍隊を発動することは違法であると法案に宣言されているため、軍事力に関してでさえ、王は絶対的な存在ではない。

The King himself cannot be arraigned; but if any abuse of power be committed, those who were either the advisers or the instruments of the measure may be impeached and tried before the House of Lords; ……

王の身には及ばないが、しかし、もし権力が乱用されるならば、法案の助言者か媒介者は上院の前で弾劾され審理される可能性がある。

この Sect.4. 1557 は国王の権限の制限に関する項目に当たり、大部分の内容が「政事」に抄訳されている。

Sect. 4. 1577 : The Privy Council hold a primary influence in directing the civil government of the kingdom. It is composed of eminent persons, appointed by the king. ……

枢密院は英王国の市民政府の管理に最も重要な影響力を握る。枢密院はすぐれた人々に

よって構成される。彼らは国王によって任命され、……

この項は内閣の中心にあたる枢密院について記された項目である。

原書における英国の政治制度には国王に関する内容が多く記述されているが、「政事」に訳されている内容は原書の一部分である。しかし、原書と「政事」の抄訳とを対照すると、翻訳者は原書全体に目を通し、その上で国王の職務・権限の制限について抄訳していることがわかる。ただ、次に示す記述が「政事」には抄訳されていない。

Sect. 4. 1552 : Of the three estates of the realm thus composing the legislature, the King is the highest: he is the head or chief of the parliament; and except in extreme cases, a parliament cannot be held unless convoked by him, nor can it except by him be dissolved or prorogued.

立法府を構成する英国の3階級（筆者注：聖職者・貴族・庶民）の中で、国王が最高位である。国王は議会の最高位である。また非常事態を除いて議会の召集・解散・停会は国王によって成立する。

These are, in general, the limits of his legislative functions. Propositions of laws, or bills as they are technically called, may be brought forward in either house; all money bills must take their origin in the House of Commons; ……

一般に、国王の立法権は職務に制限がある。専門用語で法案 bill と称す法律の発議は、両院のいずれかに送られる。すべての歳出法案は下院が草案の責任を負う。……

Sect. 4. 1557 : ……He cannot create any new office inconsistent with the consistent with the constitution or prejudicial to the subject. He has the privilege of coining money; but he cannot alter the standard. Even with the military power he is not absolute, since it is declared in the Bill of Rights that standing army without the consent of parliament is illegal. （ここでは、下線部が抄訳されていない部分である。）

王は、法令に反する又は国民に不利になるいかなる役職も新設することができない。

王は貨幣製造の特権を有すが、貨幣制度の本位を改訂することはできない。国会の同意がない限り軍隊を発動することは違法であると法案に宣言されているため、軍事力に関してでさえ、王は絶対的な存在ではない。

Sect. 4. 1557 : Thus the royal prerogative , which would otherwise preponderate, is counterbalanced by the control which the representatives of the people in parliament exercise over the public purse. The king, without a grant from his people, has scarcely any revenue.

このように、王室の特権はその他の点では優るであろうが、下院議員が議会で国庫を施行する抑制によってバランスを取っている。下院の承認がない限り国王は給料を支払われない。

すなわち、翻訳者は、英国の国王の職務・権限の制限については抄訳しているが、議会・法律・国民と国王との関係については抄訳していないのである。

3-2-3 訳語

1) 音訳語

『海国図志・四洲志』の英国の政治制度における政治用語・役所名・役職名・構成員の訳語には音訳語が多く用いられている。これらの音訳語は「音訳語＋意訳語」の構造であるが、音訳語の作り方に特徴がある。例えば、甘彌底阿付撒布來士＝Committee of Supply や甘彌底阿付委士菴棉士＝Committee of Ways and Mean は、名詞と前置詞“阿付＝of”・接続詞“菴＝and”が合わさった音訳語に、さらにその語尾に“士”という類を表す漢字が付された構造である。類を表す漢字は“士”以外に“衙門”が見られる。例えば、Parliament＝巴里滿衙門（議会）、Cabinet council＝加審列岡色爾衙門（内閣）などの訳語である。これらの音訳語から単語の意味を想像することは容易ではない。仮に意識する場合、翻訳手段の一つである辞書があれば意識も可能であろう。林則徐は『英華辞典』（モリソン著）を購入しているが、『英華辞典』には政治用語が収蔵されていない。例えば、“The house of Lords”の場合、“Lord”の漢訳に“主”とあり、英語の意味として“A master; supreme person”と記載されている。この意味から“The house of Lords”を“貴族院”に意識できるだろうか。このように翻訳手段の欠乏という点からみても、翻訳者は政治用語の意味を知ることができなかった可能性があり、従って政治制度を理解することも困難だったと考えられる。そのため、翻訳者は音訳語を多用せざるを得なかったのである。

2) 意訳語 — 官・民・衙門・大部落

上述のように英国の政治制度の訳語には音訳語が多用されている。しかし、僅かではあるが意訳語が見られる。次に示す意訳語から英国の政治制度に対する翻訳者の理解度を検討する。

国王の権限の制限について記述された「政事」に「官」と「民」が用いられている。

政事 6aL2: 凡國王將嗣位，則官民先集巴厘衙門會議……（民即甘文好司供職之人）……

除授大臣及刑官，則權在國王・各官承行之事，得失勤怠……

“官民先集巴厘衙門會議（官民は議会に集合し会議をする）”における“官民”の“官”は上院議員を指す。一方、“各官承行之事，得失勤怠（各官の任務評価は）”と“除授大臣及刑官，則權在國王（唯一大臣と刑官の任命権は国王にある）”の“官”はいずれも高級役人を指す。このように“官”は上院議員と役人の意味で使用されている。

では、“官民”の“民”はどのような意味だろうか。“民”は“民即甘文好司供職之人”から分かるように下院議員を指す。翻訳者は、下院議員が民衆から選ばれた役人であるという実態から“民”という漢字を用いたと考えられる。ここから、上下両院議員が存在すること、並びに下院議員が民衆によって選出されることについて、翻訳者はある程度理解していたことがわかる。

では、上院などの国家機関に付された類を表す意訳語“衙門”を見てみる。House of Lords＝

律好司^{衙門}、Parliament＝巴里滿^{衙門}、The Privy Council＝布來勿岡色爾^{衙門}、Cabinet＝加審列岡色爾^{衙門}の“衙門”は国家機関を表す。ところが、House of Commons＝甘文好司（下院）に“衙門”が用いられていない。国家機関である下院の語尾にも“衙門”が付されて当然であろう。役人と庶民との身分の差が大きかった当時の中国社会で、翻訳者は、民衆選出の役人で構成された下院の本質までは理解していなかったと推測する。

以上のように原書と『海国図志・四洲志』とを対照すると、英国の政治制度は原書のごく一部が翻訳されているに過ぎない。また、翻訳された内容も完璧に翻訳されていない。第一に、原書と違う意味に訳されている。第二に、原書の一部のみが翻訳され、重要な部分が訳されていない。第三に、官名が列記されているだけの訳文が多い。特に下院は、英国議会にとって重要な機関であるにもかかわらず、職務に関する説明は無いに等しい。これは、翻訳者が制度の本質を理解していないためではないかと考える。

それに対して、国王の権限の制限に関する内容では原書（Sect.4. 1557）の大部分が翻訳されている。原書にこれほど忠実に翻訳されている項目は他項では見られない。これは、英国の国王と中国の皇帝との権限の差異は、翻訳者にとって注目すべき事柄であり、対照し易い内容だったと推測する。にもかかわらず、議会や下院と国王との優位関係・法律に定められた国王の制限・国王と国民との関係については抄訳されていない。これについては、翻訳者が国王の権限の本質を理解していない可能性もあり、意識的に避けている可能性もあり、判断し兼ねるところである。

また、意識語から判断しても、翻訳者は英国の政治制度の本質を理解していなかったと考えられる。

3-3 米国の政治制度

原書の Political Geography（政治地理学）には、連邦政府の政治制度：共和制・連邦制・州政府・連邦政府と議会・上院下院・大統領・裁判所・連邦の歳出歳入・州の歳出歳入・連邦陸軍・米国海軍の順に 11 項目と、ニューヨーク州やマサチューセッツ州など州政府の政治制度とが記述されている。

一方、『海国図志・四洲志』の巻三十八と巻三十九に米国の政治制度が抄訳されている。巻三十八に大統領・副大統領・議会の上院下院・連邦裁判所・内閣・歳出・郵政・州政府など連邦全体の政治制度、巻三十九に各州の政治制度がそれぞれ記されている。

3-3-1 翻訳されていない米国の政治制度 — republic（共和制）と federal（連邦制）

原書の米国の政治制度の冒頭に、共和制が簡約にまとめられている。

Sect. 4. 5690 : *The government of the United States is in form decidedly republican, but of a*

prudent and temperate nature, such as has hitherto either repressed the evils incident to republicanism, or prevented them from rising to any alarming height. On the first establishment of independence, a strong party, at the head of which were Jefferson and Madison, sought to introduce almost pure democracy; but Washington, Adams, Hamilton, and other statesmen attached to the original model or the British constitution; in which the popular branch is checked by a senate and by an executive of considerable strength; and though the democratic party have since come into power, they have not attempted to change a system of which experience has proved the benefits.

ここには、米国の政治形態は、慎重な穏やかな共和制であること、当初ジェファソン一派は純粋な民主主義を主張したこと、ワシントン・ハミルトン派は立法府・行政府が庶民院（筆者注：下院）を抑制する構造を主張したこと、その後民主主義派が政権の座につくが制度の変更をしなかったことが記されている。冒頭に共和制が明記されているのは、人民主権に基づく共和制が米国の政治制度の基本であり且つ重要であることを示すものである。

ところが、共和制が米国の重要な政治形態であるにもかかわらず、『海国図志・四洲志』に共和制が翻訳されていない。ただ、以下のような記述が見られるだけである。

38 卷 21aL6 : 數百年來、育奈士迭遞成富強之國・足見國家之勃起、全由部民之勤奮・故雖不立國王、僅設總領、而國政操之輿論、所言必施行、有害必上聞、事簡政速、令行禁止、與賢辟所治無異・此又變封建、郡縣官家之局、而自成世界者・……

このように、国政は、世論が討論して決定する・言うことは必ず施行する・悪いことは必ず上申すると記述されている。この用例から、米国人民の国政参加について翻訳者はある程度認識していると言える。しかし、人民主権や共和制に関して具体的に説明がされていないため、翻訳者がそれらの意味・本質に対してどの程度理解していたか分からない。

同様のことが、連邦制についても言える。原書は以下のように明記している。

Sect. 4. 5691 : *The principle of the American constitution is federal. There is a general government, which makes war and peace, conducts all negotiations with foreign powers, and carries on every thing connected with the protection and defence of the nation, considered an united body. At the same time, there are state governments for the regulation of internal and local concerns.*

米国の国家構造は連邦制であること、連邦政府は宣戦布告と和解交渉・外国との交渉・連合した国々の防衛などを行い、州政府は国内内部と州内の統制をすると記述されている。つまり、連邦政府と州政府との間の権限が分配されているという米国連邦制の重要な特徴について原書は説明している。

ところが『海国図志・四洲志』はここでも簡単に記述しているだけである。

38 卷 21aL2 : ……種類各別、品性自殊、因地制宜、教隨人便、故能聯合眾志、自成一國・且各處其鄉、氣類尤易親睦也・……

各民族がその地にあった方法で統治し、その後各国（各邦）が結合し一つの国家として形成

されたことが記されている。翻訳者は、米国の連邦制についてある程度抄訳しているが、しかし連邦政府と州政府との権限の分配については全く記述していない。

以上のように、『海国図志・四洲志』巻三十八には米国の共和制と連邦制、つまり米国の政治制度の重要な部分が訳されていない。

3-3-2 翻訳された米国の政治制度

1) 州政府と連邦政府

原書では、前半に州政府が、後半に連邦政府が説明されている。

州政府について原書に、

Sect. 4. 5692 : *The state governments are a sort of miniature of the general government. They have their senate, their house of representatives, their governor, and council, all elected by the people. The elective franchise belongs in general to the whole body of free citizens, with some distinction as to particular states.……There is a revenue of limited amount raised by local taxes, and a militia composed of all able-bodied men civil functionaries, and also excluding all negroes. There is a supreme court of justices of the peace and other local magistrates,……The formation and maintenance of roads and canals, and the provision for public instruction, belong in general to the state governments.*

州政府は、連邦政府を小型化した政府であること、有権者の資格が各州で異なること、軍隊の保有・州税の増税・公共教育の対策などは州に属することが記述されている。

では、『海国図志・四洲志』の州政府に関する抄訳と対照してみる。

38 卷 11aL6 : 各部落自立小總領一人、管理部落之事・每部落一議事公所、其官亦分二等、一曰西業、一曰里勃里先特底甫、即由本部落各擇一人、自理其本部之事……

38 卷 11aL8 : 小事各設條例、因地制宜、大事則必遵國中律例……

各州には連邦憲法の範囲内で州憲法があること、すなわち州憲法の存在が明記されている（下線部）。一方、原書からは州の権限を読み取ることができるが、しかし原書には州憲法の存在までは明記されていない。これは、翻訳者が原書以外の書物、例えば『美理哥合省国志略』（E.C .Bridgman 著、1838 年出版）を参照にした可能性がある。ただ、『海国図志・四洲志』には、州政府と連邦政府との権限の分配については記されていない。

次に、『海国図志・四洲志』における連邦政府についてみる。その記述内容は、大統領副大統領の職務と資格・議会と上下両院の任務・上院の優越・上下両院議員の資格・大臣の構成員・連邦政府の各種裁判所である。しかしそこには連邦政府の基本的な情報が記述されているが、州政府と連邦政府との権限の分配という重要な内容は記述されていない。

2) 三権分立 (行政・立法・司法)

原書に、連邦政府の三権分立について、

Sect. 4. 5695 : He is the head of the executive government.

(大統領は行政府の最高位である。)

Sect. 4. 5694 : The legislative branch consists of two bodies, the House of Representatives and the Senate. (立法部門は下院と上院の二つの議会で構成されている。)

Sect. 4. 5696. The supreme judicial power resides in a chief justice.

(最高司法権限は最高裁判長官 1 人にある。)

連邦政府における権限の帰属と分権が明確に記述されている。

一方、『海国図志・四洲志』巻三十八の連邦政府の抄訳には行政・立法・司法という政治用語の使用も説明もみられない。ところがその一方で、巻三十九の州政府の抄訳には三権分立を指す政治用語が用いられている。例えば洼門部 (バーモンド州) に、

39 卷 8bL3 : 即婦附於彌利堅以滿比里阿 (筆者注 : モントピリア) 為首區設立總領一副統領一並有立法衙門行法衙門其逐年更易薦舉之法……

と記され、馬沙朱碩斯部 (マサチューセッツ州) に、

39 卷 10bL1 : 附彌利堅設立總領一副總領二并立法刑法判事衙門……

と記されている。しかし、三権分立の意味はどちらの用例にも説明されていない。

4) 訳語

連邦政府に関する用語は音訳語が用いられている。

育奈士迭國 (United States)、勃列西領 (President)、西業 (Senate)、西那多 (Senator)、里勃里先特底甫 (Representative)、里勃里先好司 (House of Representative)、依力多 (Elect)、衰額里衙門 (Congress)

それに対して、前項の三権分立でも示したように、州政府に関する用語には意識語が使用されている。

兼攝邦國 (連邦国)、総領・小總領 (州知事)、副総領・副統領 (副州知事)、議事公所 (州議会)、公挙・選挙・薦舉之法 (選挙制度)、立法行法判事衙門 (立法行政司法部)、立法衙門 (立法府)、行法衙門・司訟獄衙門 (司法部)、判事之官 (判事)

州政府に意識語が使用されているのは、翻訳者が原書以外の資料、例えば『美理哥合省国志略』(E.C. Bridgman 著、1838 年出版) から選択した可能性がある。また、魏源による訂正・補充が加えられた可能性があることも否定できない。これは、バーモンド州などに見られる「アメリカ」の音訳語“彌利堅”は魏源が用いている訳語であり、一方、林則徐は“United States”

を指す音訳語“育奈士迭國”を用いているからである。ただ、意識語が使用されているだけで、その意味内容の説明はされていない。意識語からは、米国の政治制度に対する翻訳者の理解がどの程度であるか測れない。

以上のように、英国の政治制度と同様、米国の政治制度の抄訳には政治制度の重要な部分である共和制・連邦制が全く訳されていない。また抄訳された部分でも、州政府と連邦政府との権限の分配・三権分立の意味は記されていない。抄訳の内容と意識語から判断して、翻訳者は米国の政治制度の本質を理解していなかったと言える。

おわりに

以上の考察によって、『海国図志・四洲志』における英米両国の政治制度に関する翻訳の実態が明らかになった。1830年代、近代国家と政治制度を異にする中国社会で、当時の中国人が西洋の政治制度に関する膨大な資料を翻訳することは容易ではなかったはずである。ただ、英米両国の政治制度に関してみると、『海国図志・四洲志』は原書のごく一部が翻訳されているに過ぎず、特に、英国の基本的な政治制度及び米国の共和制・連邦制・三権分立が訳されていない。また、抄訳部分には誤訳が見られる。これは、翻訳者が近代国家における制度の本質や概念を理解できなかったためである。この理解不足は、社会背景や国家構造の違い・中国語の資料不足・翻訳手段の欠乏・短い翻訳期間などが原因である。このことから、『海国図志・四洲志』は、英米の政治制度に関する知識を中国人にある程度提供したが、その本質を伝えるまでには至らなかった。

今回使用した原書の底本は1834年ロンドンで出版された初版である。1837年にはアメリカ版が改訂出版された。実は、『海国図志・四洲志』は1837年或いは1838年に出版されたアメリカ版を翻訳したものであると述べる先学者がいる。本文でも触れたように、林則徐はモリソン教育会のアメリカ長老派の布朗（Samuel R. Brown）から「四洲志」を購入している。これらの点から『海国図志・四洲志』はアメリカ版を翻訳した可能性が大きい。筆者は今後アメリカ版との対照を行う考えである。

<付記>

本稿は漢字文化圏近代語研究会 北京大学国際シンポジウム（2008.3.22 於北京大学）における口頭発表を加筆修正したものである。本稿作成にあたり懇切な御助言を下さいました諸先生方に心から感謝申し上げます。

